

令和5年3月8日

新潟県内金融機関の「相続手続き共通化合意書」締結について

新潟県信用金庫協会は、新潟県内金融機関の相続手続き共通化にむけた合意書を締結いたしました。

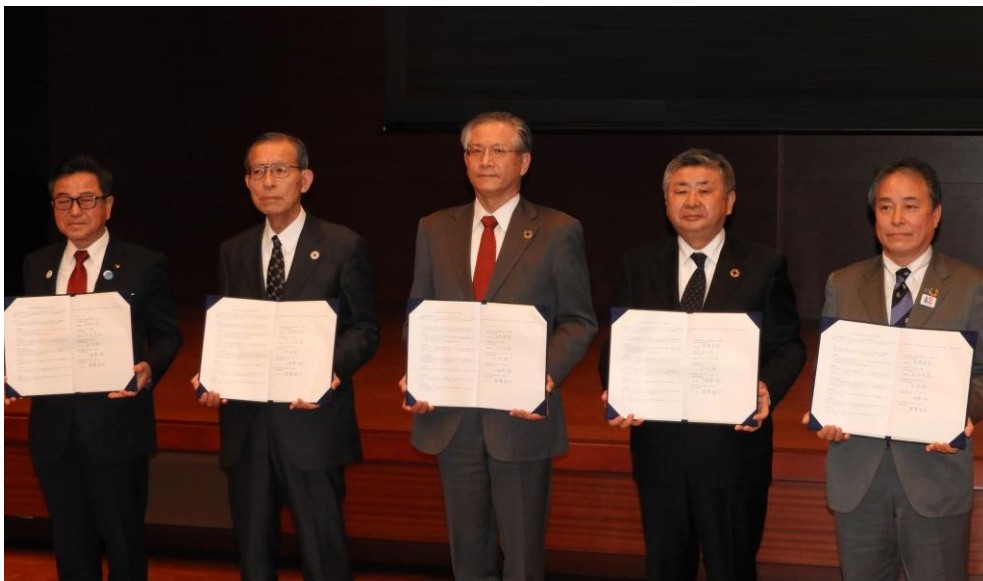
相続手続きの共通化に関して、信用金庫、地方銀行、信用組合、労働金庫が業態の垣根を越えて協力することで合意したものです。今後もお客さまの利便性向上に向けて努力してまいります。

目 的 相続手続きの際に、お客さまに記入していただく「相続手続き依頼書」や必要な確認書類等を共通化する。

※ 必要書類等は、これまで同様、各金融機関に、それぞれご提出いただきます。また被相続人さまの預金残高等によっては、金融機関でお手続きの内容が一部異なる場合がございます。

実施予定日 令和5年4月3日(月)

新潟県内金融機関 相続手続き共通化合意書締結式



(左より)

新潟県信用組合協会
大光銀行
第四北越銀行
新潟県信用金庫協会
新潟県労働金庫

会長 小野澤 一成(塩沢信用組合理事長)
取締役頭取 石田 幸雄
取締役頭取 植栗 道郎
会長 西潟 精一(三条信用金庫理事長)
理事長 齋藤 敏明

(敬称略)

(担当：総合企画部 小野里、瀧澤 TEL0256-34-3143)